

		事業	
3 生活環境整備・地域づくり事業	ハ ード	(1) 市街地住環境施設整備事業 (2) コミュニティ施設整備事業	—
		(3) 移住促進施設整備事業	<p><対象事業></p> <p>(1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業 (2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業（初回の改修又は補修に限る。）</p> <p><市町村が補助することができる団体> 局長が適当と認める者</p> <p><限度額> 上限額 1,000万円（集合住宅は、2,000万円） 下限額 250万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50万円）</p> <p><算定> 市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。</p>
		(4) テレビ難視聴解消施設等整備事業	<p><対象事業、対象経費></p> <p>山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を交付対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) テレビ中継局整備事業のうち、親局及びプラン局の整備に要する経費 (2) テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費 (3) NHK放送、衛星放送に係る経費</p> <p><市町村が補助することができる団体> 放送事業者等</p> <p><算定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。</p>
		(5) 火葬場・葬祭場整備事業	<p><対象事業></p> <p>一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。</p>
		<p>※ 道路（橋梁を含む。）整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く。</p>	
	ソ フ ト	(6) 地域環境サポート支援事業	<p><交付対象者> 局長が適当と認める者を対象とする。</p>
		(7) 地域情報化推進事業	—

		(8) 地域景観形成事業 (9) 地域環境保全・創造事業 (10) 地域間交流・連携事業 (11) 移住促進事業	
4 スポーツ 振興事業	ハ ード	(1) 屋内スポーツ施設整備事業 (2) 屋外スポーツ施設整備事業 (3) 総合体育館整備事業	—
	ソ フト	(4) スポーツ振興事業	—
5 観光レクリエーション 振興事業	ハ ード	(1) 観光レクリエーション基盤施設整備事業 (2) 道立自然公園施設整備事業	—
	ソ フト	(3) 観光業の振興に関する事業	—
6 産業振興 事業	ハ ード	(1) 農業振興施設等整備事業	<p><対象事業、対象経費></p> <p>地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修費（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。</p> <p>ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済又は民間事業者等が提供する保険の加入を要件とする。</p> <p>(1) 地域農業のシステム化のための事業 農作業の受委託や協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化の取組みに必要な事業</p> <p>(2) 農村における新たな産業おこしのための事業 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業</p> <p>(3) 新しい就農支援システムのための事業 「小規模長期リース農場整備モデル事業実施要領」（平成14年8月12日付け農改第538号農政部長通知）第2に規定する新規就農支援システム化推進活動事業により新規就農支援システムの構築、研修農場選定の検討が行われた地域等におい</p>

8 省エネルギー・新エネルギー振興事業	ハ ード	(1) 新エネルギー等開発利用施設整備事業	<対象事業、対象経費> 次のとおり取り扱うものとする。 (1) 「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。 (2) 新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に導入する開発利用施設とする。 (3) 交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 (4) 地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採択上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画（継続事業の場合も含む。）をもって1件とする。
	ソ フト	(2) 省エネルギー・新エネルギー促進事業	<対象事業> 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第1号に定める「省エネルギー」及び同条例第2条第2号に定める「新エネルギー」の導入を促進する事業を対象とする。
9 権限移譲推進事業 (ソフトのみ)		局長が特に必要と認める事業	<交付対象者> (1) 新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等（複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、広域連合、一部事務組合又は複数市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。） (2) 新たに重点推進権限（旅券法除く）2パッケージ以上の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等。 また、過去に特定パッケージ内的一部の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等が、当該パッケージの残余の事務の移譲を受けることにより、1パッケージとなる場合については、1パッケージとして算定することとする。 <対象経費> 交付申請年度に移譲を受ける事務（交付申請年度の翌年度に移譲を受ける事務で交付申請年度に受入準備を行う必要がある場合を含む。）の受入れに当たり、交付申請年度に支出する備品、書籍等の購入、研修、普及啓発・広報、システム開発等の経費（専ら移譲事務に用いられるものに限る。）の合計額。ただし、北海道権限移譲事務交付金で措置する経費及び備品の保守点検料やリース料など移譲事務の受入れ後に発生する経費を含むものについては、交付対象経費としない。 また、備品購入費については、交付対象経費の5分の1を限度とする特例を適用しない。 <限度額> 下限額 10万円

	<p>(5) 発電機 (6) ストーブ等の暖房器具 (7) 避難所用間仕切り (8) テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る。） (9) 津波ハザードマップ策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する海拔表示板の制作費及び設置にかかる工事請負費 (10) 各避難計画の策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する避難所案内板、避難誘導標識、災害の危険を注意する表示、過去の災害の痕跡の表示等の制作費及び設置にかかる工事請負費 (11) その他避難所等の機能確保に必要な備蓄品又は備品のうち、局長が必要と認めるもの</p> <p><限度額> 下限額 10万円</p> <p><継続年数> 実施要綱第12の2(1)イのただし書きは適用しない。</p>
(6) 自主防災組織創設・活性化事業	<p><対象事業> 市町村の自主防災組織率向上に資する事業として、局長が適当と認める事業</p> <p><市町村が補助することができる団体> 実施要綱第2の1の(3)の規定に関わらず、規約又は会則を具備し、総会等の意志決定機関を有する団体等で、市町村に自主防災組織設立の届出を行い、市町村が適当と認めた自主防災組織とする。</p> <p><対象経費></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに自主防災組織を設立するために要する印刷費及び会場使用料 (2) 自主防災組織の防災計画等に基づく防災訓練（消火訓練、救出・救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、災害図上訓練等）、研修会等の実施に係る経費 (3) 自主防災組織の防災計画等に基づく次の備蓄品又は資機材等の備品購入費 <ul style="list-style-type: none"> ア 食料、飲料水 イ 医薬品等の救急用品 ウ マスク、消毒液等の感染症対策用品 エ 毛布、寝袋、敷マット オ 発電機 カ ストーブ等の暖房器具 キ 避難所用間仕切り ク テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る） ケ 消火器（詰め替えを除く）、消火器用格納箱、水バケツ、消火ホース及びノズル（水道用ホース等日用品の部類は除く）、屋外消火専用器具等の初期消火用具 コ つるはし、スコップ、ジャッキ、ロープ、ワインチ、ハンマー、はしご、担架、AED等の救出・救助・救護用具
(7) 地域防災・減災対策推進事業	—

※ 福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉避難所機能確保促進事業）を

	業
13 継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業

2 採択の優先度が低い事業

(1) ハード系事業

対象事業	内容（例）
1 交付税措置のある地方債を利用することができる事業	元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業
2 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア 温泉保養施設整備事業 イ パークゴルフ場等整備事業
3 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ 体育施設等整備事業 ウ 保育所等整備事業
4 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア 地区集会施設整備事業 イ 地区公園等整備事業
5 地域振興上の効果が低い事業	ア 火葬場・葬祭場整備事業 イ 墓地等整備事業 ウ 公共性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業） エ 過去の支援などにより、既に一定の効果が得られていると判断される事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容（例）
1 先駆性の低い事業	ア 過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）
2 事業主体の直接的関与が低い事業	事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）
3 地域振興上の効果が低い事業	ア 参加者の大半が団体構成員で占められる事業 イ 団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業 ウ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業 エ 公益性の低い事業（受益者がごく限られた地域又は組織となっている事業）

	<p>入等に関する研究会、研修会等開催事業 オ 試験研究機関、大学企業等への技術者等派遣事業 カ 新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ 新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク 新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ その他局長が特に認める事業</p>	<p>後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。ただし、みなし中小企業者のみから構成される当該任意グループは交付対象外とする。</p> <p>オ 特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）</p>	
(2) 事業者育成事業			離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者
(3) 労働者受入事業			事業化後1年間に当該事業において離職者又は失業者等を3名以上雇用する者

	(5) 合併の推進を図るため実施する事業で、実施要綱第3の1の(2)のアにおける対象事業のうち、(ア)から(オ)に掲げる事業
2 交付金の限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は1,000万円とする。
3 交付金額の算定	交付金額は、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定によるものとする。
4 継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のイによるものとする。 (1) 共通事項1の(2)に該当する交付対象者が実施する事業 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度 (2) 共通事項1の(3)に該当する交付対象者が実施する事業 ア 合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度 イ 合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度